



広報 さい さい

2007 (平成19年)

 No. 457

発行・編集/〒039-4711
 青森県下北郡佐井村
 大字佐井字糠森20
 佐井村役場 総務課
 TEL : 0175(38) 2111
 FAX : 0175(38) 2492

今月の主な内容

佐井村成人式.....	2	中学校各種大会報告.....	10
—2007夏—.....	3	保健師・歯科だより.....	11
むらづくり基本条例解説... 4・5		住民福祉課から.....	12・13
交母だより.....	6	お知らせ・募集コーナー... 14・15	
さくら佐井神社在所.....	7	戸籍の窓口・ほか.....	16
8月の出来事.....	8・9		

8月16日(木) 灯籠流し (大佐井川河口)

佐井村の人口

男	1,360 (—2)	計	2,689 (—6)
女	1,329 (—4)	世帯数	1,051 (—2)

7月31日現在

() 内は前月比

佐井村成人式

8月15日、アルサスしおさいホールで平成19年度佐井村成人式が行われました。対象者31名のうち、17名が出席しました。式では、新成人代表として竹内康文くんが「強い意志と情熱をもって人生の道に邁進したい」と答辞を述べました。また中学時代の恩師からのビデオレターの上映では、懐かしさとともに真剣な表情で聞いていました。



記念品を受け取る
田中くんと五十嵐さん



答辞を述べる竹内康文くん



鹿嶋 大志 くん



坪井 智哉 くん



五十嵐香織 さん



田中 伸弥 くん



福澤 龍樹 くん



竹内 康文 くん



川畑 拓美 くん



舘脇 寿也 くん



宮川 葵 さん



間山 友紀 さん



佐藤 恵利 さん



磯谷 学 くん



中村 瑤美 さん



藤田 恵美 さん



越膳はるか さん



樋口 和大 くん



竹内 昌吾 くん

新成人の門出を祝福し、村長は次の言葉を贈りました。

『**人生に関する知識だけは誰にも与えることはできない**』

今は亡き、作家「井上 靖」氏が残した名言で、その意味は『人生について語る書物や映画は数多い。しかし人生は多彩な錦織のように複雑に変化する。そのような人生に関する知識は、教授することができない。』というものです。

—2007 夏—



矢越八幡宮祭典



牛滝神明宮祭典



佐井村夏まつり・花火大会



佐井村むらづくり基本条例解説(その一)

「前文」、「第一章 目的」

先月号では条例全般についてお知らせしましたが、今月号からは解説等を付けながら分割してお知らせします。今回は、「前文」と「第一章 目的」です。

〔前文〕

本州の最北端下北半島の西側に位置し、津軽海峡を隔てて北海道の山々が眼前に広がり、あふれる緑、マリンブルー、清らかな川に囲まれた自然豊かなところ、そこがわたしたちの住む佐井村です。

夏の太陽に美しく照らし出された自然の美しさとは裏腹に、冬の人を寄せ付けないほどの厳しい環境の中で、雄大な自然は俗化されずに息づいています。秘境「仏ヶ浦」。見渡す限りの白緑色の奇岩怪石は、今なお悠然と立ちつくしています。

さて、佐井村は、藩政時代からヒバの積出港として、また、蝦夷地渡船の港として栄えてきました。その輝かしい伝統、歴史、文化は今なお村に息づいています。

その歴史を振り返るとき、日露戦争の際、手製の赤十字旗を翻し、ロシア兵を含む多くの負傷兵を治療したという秘話で知られる村出身の医師、故三上剛太郎氏の博愛精神に思いを致し、住民がお互いに助け合い、協力しあう心豊かなむらづくりを進めるため、「赤十字の里づくり」構想を展開しています。

二十一世紀を迎えた今日、わたしたち住民、

議会及び村は、先人が築いてきた歴史と文化を引き継ぎ、住民一人ひとりを大切にし、みんなで協力し合い、助け合う協働のまちづくりを行います。佐井村は人口三千人弱の小さな村です。しかし、小さいからこそ、住民一人ひとりの顔が見えます。住民が主役のきめ細やかなむらづくりができます。

このような認識のもとに、わたしたち住民、議会及び村は、顔の見える規模の自治体としての利点を生かし、むらづくりの基本理念と目標を共有し、協働のむらづくりをすすめるため、この条例を制定します。

【考え方】

○佐井村の最高規範としてこの条例を位置付け、本条例の制定に際し、前文を設けています。

○本条例の制定にあたっての背景や基本的な考え方を述べるとともに、村民と村の協働によるむらづくりを推進していくために前文で定めています。

○前文は、村の特性、村の目指す姿、制定の理由で構成しています。

【趣旨】

○「村の特性」については、佐井村の地形、歴

史、そこから生まれて受け継がれた文化や先人の努力が賑わいのある佐井村を創ってきた。先人が産業を興し、人を育て発展してきた佐井村に、今の私たちが住んでいます。

○「村の目指す姿」については、地方分権時代を迎え、これからの佐井村の目指す姿は、先人が築きあげ発展してきた佐井村を、住民がお互いに助け合い、協力しあう心豊かなむらづくりを進めるため、住民一人ひとりを大切にし、みんなで協力し合い、助け合う協働のむらづくりを推進することとしています。

○「制定の理由」については、佐井村のむらづくりを方向付ける基本原則を掲げ、それに基づく村民と村の役割と責任を明らかにし、佐井村の最高規範と位置付け、条例を定めることとします。

○前文で、佐井村の最高規範と位置付けていますが、地方自治制度自体は日本国憲法によって採用された制度であり、憲法の制約を受けるものです。また、憲法第九十二条は、「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。」と規定し、地方自治法その他の法律で規定されていますので、それらの法律の規定によって制約を受けます。

第一章 目的

〔目的〕

第一条 この条例は、佐井村のむらづくりに関する基本的な事項を定めるとともに、むらづくりにおける住民の権利と責任を明らかにし、住民がむらづくりの担い手として、議会や村と

もにむらづくりを推進するための基本的な事項を定めることを目的とする。

【考え方】

○ 条例の必要性（背景、趣旨、基本的なスタンス等）について、前文に定めていますので、ここでは、「むらづくりにおける住民の権利と責任を明らかにし、住民が住民自治の担い手として、議会や村とともにむらづくりを推進するための基本的な事項を定めること」を述べ、その目的を定めています。

【趣旨】

○ 憲法で規定された地方自治の本旨は、「団体自治」の確立にあわせて、その地域の住民の意思によって自主的に処理される「住民自治」をいかに実現していくかが課題となっています。そのため、団体自治と住民自治の両面の実現を図ることが必要になります。

【用語の補足説明】

- 「自治」…自治の本旨（憲法第九十二条）である「住民自治」と「団体自治」の両側面を包含します。
- 「団体自治」…国から独立した地方自治体が地域の行政にあたることをいいます。
- 「住民自治」…その地域の住民の意思によって自主的に処理されることをいいます。
- 「基本的な事項」…第四条「むらづくりの基本理念」、第五条「むらづくりの基本目標」で規定しています。

（用語の定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (一) 住民とは、村内に在住する個人及び村内に事務所を有する法人その他の団体をいう。
- (二) 村とは、議会を除く執行機関をいう。
- (三) 協働とは、佐井村を構成する住民、議会及び村が、それぞれの果たすべき役割と責務を自覚し、相互に助け合い協力することをいう。
- (四) 参画とは、村が実施する施策や事業等の計画策定、実施、計画等の各段階に住民が参加することをいう。
- (五) コミュニティとは、お互いに助け合い、心豊かな生活を送ることを目的とし、自主的に結ばれた地域内の住民組織及び集団をいう。

【考え方】

○ この「用語の定義」は、住民がこの条例を読むにあたり、認識を共通しておく必要があるものを定義したものです。

【趣旨】

○ 用語は、(一) 住民、(二) 村、(三) 協働、(四) 参画、(五) コミュニティを定義しています。ちなみに、「佐井村」とは、私たちが暮らすこの村全体を指しています。

【用語の補足説明】

○ 「住民」…村内に在住する住民基本台帳並びに外国人登録原票に登録された住民、村内に勤めている或いは学んでいる個人、法人及び村外に在住しているが村と密接に関係のある個人・法人などを含みます。

○ 「村」…普通地方公共団体の議会及び執行機関です。

○ 「協働」…村民にとって住みよい地域社会を

形成することは、村だけではできません。むらづくりの主体は村民との認識のもとで、村民と協働によりむらづくりを推進することに努めます。

○ 「参画」…参画には、村民の村政への参加と村民による自主的なむらづくり活動の両面があります。これらが相互に密接に関わりながら相乗効果を発揮することにより、村民の参加が進展します。

○ 「コミュニティ」…その地域で形成される地域型コミュニティと地域を越え共通の関心から形成されるテーマ型コミュニティを考慮しています。

（条例の位置づけ）

第三条 村は、条例、規則、規程を定めるときはこの条例を最大限に尊重しなければならない。

【考え方】

○ 村が住民参加のむらづくりを推進するにあたり、この条例を尊重することを規程したものです。

【趣旨】

○ 村が制定する他の条例、規則、規程、要綱、構想、計画及び施策は、この条例に記載する考え方によらなければならないとし、村政運営における最高位に位置する条例としています。

【用語の補足説明】

○ 「住民参加のむらづくり」…自治の基本である住民自治のため、村政運営に関し、意思形成の過程から村民が行政情報を入手し、意思を表明し、村の執行機関と協働することをいいます。

交通安全パトロール ～佐井小学校交通少年団～

7月下旬に、佐井小学校交通安全少年団による交通パトロールが行われました。

原田地区から長後地区まで、パトカーに乗り、マイクで交通事故防止を呼びかけました。



早めの点灯で歩行者に車の存在を知らせよう！

9月の早め点灯時間は **午後4時30分** です。

マスコットプレゼント作戦

7月21日(土)、中道地区で、交通安全マスコットプレゼント作戦が行われました。

交通安全対策協議会をはじめ、佐井中学校のみなさんや佐井小学校交通少年団も参加し、ドライバーへ安全運転を呼びかけました。

交母だより



佐井村
交通安全母の会

みんなで続けていこう！
交通死亡事故ゼロ
次の目標は4,000日

記録

3,557日

(9/1現在)



マスコットご祈祷 (7月11日)



たくさんの方が協力してくれました



安全運転をお願いします



みんなで記念撮影

秋の全国交通安全運動

1. 期 間 平成19年9月21日(金)～9月30日(日)の10日間

2. 運動の重点

- 高齢者の交通事故防止 ○飲酒運転の根絶 ○夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗車中の交通事故防止
- 後部座席を含むシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

例年、秋の交通安全運動の時期から年末にかけて交通死亡事故が増加する傾向にあります。ドライバーの皆さんはもちろん、歩行者、自転車利用の皆さんも交通ルールを守り、交通事故を起こさない、遭わないようにしましょう。

■高齢者の交通事故防止

平成18年中における高齢者の状態別の死傷者数は、負傷者は自動車乗車中が最も多く、死者は歩行中が最も多くなっています。

■飲酒運転の根絶

未だに、飲酒を伴う交通事故が発生しております。道路交通法の一部改正により、飲酒運転に関わる罰則などが強化されました。重大事故を招く飲酒運転は絶対にやめましょう。

■夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗車中の交通事故防止

●歩行者と自転車の死傷状況（平成18年中）

- 歩行者の交通事故は時間別では、16時から21時台に多発しており、状態別では道路横断中が多くなっています。
- 自転車利用者の交通事故は時間別では16時から18時台、死者は18時台、事故類型別では出会い頭事故が多く発生しています。
- ドライバーの皆さんは、夕暮れ時には早めにライトを点灯し、夜間は対向車は先行車がない時にはライトを上向きにすることで、「見ること」と「見せること」を励行し交通事故防止に努めましょう。また、歩行者・自転車利用者も「反射材」を活用し交通事故に遭わないようにしましょう。

■後部座席を含むシートベルト・チャイルドシートの正しい着用の徹底

○平成18年中、自動車乗車中の死者19人のうち10人（52.6%）はシートベルトを着用していませんでした。道路交通法一部改正により後部席同乗者にもシートベルト着用が義務付けられます。ドライバーの皆さんは自ら着用するのはもちろん、助手席同乗者・後部席同乗者にもシートベルトを必ず着用させましょう。また、幼児・児童を乗車させる際は、チャイルドシートの座席への正しい取り付けと正しい使用を徹底しましょう。

キノコ採りの遭難をなくそう

秋の気配が深まり山々が色づき始めると、いよいよキノコ採りシーズンが始まります。最近、林道が整備され、マイカーで気軽に山奥まで入れることから、十分な準備をしないまま入山し道に迷って下山できなかつたり、崖や沢などで転落、滑落するなどの遭難が毎年後を絶ちません。

1. 昨年のキノコ採りの遭難件数、人員

18件24人（内訳～死者2人・負傷者3人・無事救出19人）

これらの遭難の特徴としては

- ◎入山場所の地理不案内やキノコ採りに夢中になり、山奥に入り過ぎて迷った。
- ◎自分の体力や体調などを考えずに入山した。 など基本的なルールが守られずに遭難しているケースが目立っています。

2. 原因別の遭難者数

○道迷い……………20人 ○病気……………2人（うち死者1人）
○転落・滑落……………1人（うち死者1人） ○その他（熊の襲撃）……………1人

遭難者のうちほとんどが、道迷いによる遭難です。

また、崖からの転落や熊に襲われ負傷するという事案がありました。

3. 遭難者の年代別

○30・40歳代……各1人 ○50歳代……………3人 ○60歳代……………7人 ○70歳以上………12人

遭難者のほとんどが、50歳以上の中老年の方で、なかでも60歳以上の高齢者の方が24人中19人と約8割を占めています。

ひとたび遭難が発生しますと、家族の人に心配や負担をかけるだけでなく、捜索にあたる多くの方々にも多大な迷惑を掛けてしまいます。これからは日ごとに日没が早くなり、また、冷え込みも厳しくなることから、遭難しないためにも十分注意しましょう。

熊にも注意！

熊の目撃情報が相次いでいます。鈴、ラジオなどで人がいることをアピールしましょう。

駐在日誌 ～7月中の事件・事故発生状況～

【事 件】 事件の発生はありませんでした 【事 故】 人身事故1件（長後地区）物損事故1件（大佐井地区）
事件・事故には遭わないよう、起こさないよう、みんなで気をつけましょう。



8月の出来事



平成19年度「第33回佐井村子ども会地域安全球技大会」開催！

去る、8月5日(日)佐井小学校において総勢約100名が参加し、標記大会が開催されました。

当日は、天候不良のため屋外種目は中止となりましたが、室内3種目では「元気で活力ある」大会となり大いに盛り上がりました。

—大会結果—

《一斉ジャンプ》

優勝 牛滝子ども会
準優勝 はやぶさ子ども会
第3位 あすなろ子ども会



《スリーオンスリー》

優勝 はやぶさ子ども会
準優勝 青空子ども会
第3位 牛滝A子ども会



《ドッチボール》

優勝 青空子ども会
準優勝 牛滝子ども会
第3位 はやぶさ子ども会



三上剛太郎生家入館者2,000人達成



「三上剛太郎生家」は昨年一般公開し、7月31日に入館者数が2,000人に達成しました。

2,000人目に訪れた青森市の柳谷八郎さん。3人のお孫さんとご一緒の来館でした。教育委員会生涯学習課長から記念品が贈られました。機会があったらまたお訪ね下さい。お待ちしております。



第57回下北美術展（村内入選者）

下北地方公民館連絡協議会の主催による第57回下北美術展（児童・生徒の部）が開催され、村内の小・中学生の見事な力作が多数出品されました。

そのうち、24作品が入賞されましたのでお知らせします。

◆ 絵画の部	準特選	佐井小学校 2学年	福田 凌	佐井小学校 5学年	田中 美月
		福浦小学校 6学年	田中 明歩	佐井中学校 1学年	和田 七依
	佳作	佐井小学校 5学年	中村 優樹	佐井中学校 1学年	館脇 美樹
		佐井中学校 2学年	平井 志久	佐井中学校 3学年	内田 信明
	入選	牛滝中学校 3学年	坂井 祥		
		佐井小学校 2学年	鈴木 隆哉	佐井小学校 5学年	池田 巧
		佐井小学校 5学年	佐々木 千佳	佐井小学校 5学年	佐藤 朱華
		佐井中学校 1学年	岩清水 亮喬	佐井中学校 1学年	七戸 貴哉
		佐井中学校 2学年	池田 翔子	佐井中学校 3学年	万谷 一平
		牛滝小学校 2学年	濱野 志織	牛滝中学校 1学年	濱野 和
◆ 版画の部	準特選	牛滝小学校 2学年	濱野 志織		
	佳作	牛滝小学校 3学年	坂井 萌		
	入選	牛滝中学校 3学年	船越 隼斗		
◆ 書道の部	佳作	福浦中学校 3学年	越膳 さやか		
	入選	福浦中学校 3学年	山本 悠太		



平成19年度 佐井村子ども会ねぶた合同運行

今年もお盆の時期に村内各地区・町内において「子ども会ねぶた運行」が行われ、夏のいい思い出となりました。また、8月13日(月)には「ねぶた合同運行」が行われ、6子ども会(日の出、はやぶさ、仲よし、しおかぜ、あすなろ、青空)総勢200名の参加で古佐井・大佐井地区を練り歩き大いに盛り上がりました。運行に伴い、みなさんのご協力並びに温かいご声援・ご祝儀をいただき大変ありがとうございました。



「平成19年度全日本卓球選手権大会」バンビの部に出場！



先に行われた全日本ホープス・カップ・バンビ青森県予選を突破した佐井小学校1年生の竹内祐くんが、7月27日から神戸市を会場に行われた「平成19年度全日本卓球選手権大会」バンビの部に出場しました。

予選を1位通過した選手とフルセット戦うなど健闘しましたが、残念ながら予選敗退となりました。みなさまのご声援ありがとうございました。

救急の日

(9月9日を含む1週間は『救急医療週間』です)

みんなの命、みんなで救おう

早い119番通報：おちついて、はっきり119番に通報する。

早い応急手当：救急車到着前の早い心肺蘇生と早い助細動

早い救急処置：救急救命士等の行う高度な救急処置

早い医療処置：医療機関における医療処置

あなたにもできます応急手当



救命講習会の要請があれば職員が出向いて講習会を行っています。町内会・福祉関係等、各団体で講習会の開催を予定されている方は、ご連絡ください。

お問い合わせ：佐井消防分署 救急係 38-2266

第62回市町村対抗青森県民体育大会

～大健闘！ゲートボール(町村の部)第4位～

7月28日(土)、29日(日)にむつ市を主会場に標記大会が開催されました。本大会には地区予選を突破し、下北地区・佐井村代表として選手・役員約60名(6競技)がエントリーしました。

大会初日は、雨天により屋外競技は中止となり、また、2日目は国政選挙投票日と重なり棄権する競技もありましたが、選手の皆さんは精一杯頑張りました。大変お疲れ様でした。

なお、主な結果は下記のとおりです。

(町村の部23位/30町村中)

【軟式野球】 棄権 (選手人数調整が困難なため)

【卓球】 棄権 (選手人数調整が困難なため)

【バレーボール(女子)】

1回戦 佐井村 0-2 鯉ヶ沢町

【バスケットボール(男子)】

1回戦 佐井村 48-98 野辺地町

【ソフトテニス】 雨天中止

【ゲートボール】

予選リーグ(2勝0敗)決勝トーナメント進出

3位決定戦 佐井村 8-10 深浦町

死亡叙勲

「故 島野満義氏」

地方自治の功績により

『瑞宝双光章』を受賞



前副議長 島野満義氏が平成十九年六月十四日ご逝去せられました。

島野氏は、平成元年七月に佐井村助役に就任され、村政の中核にあつて地方自治の発展に寄与されました。

その後、平成七年四月に村議会議員に当選。以来、連続四期十二年にわたり村政に参画されました。

この間、村議会副議長等の要職を務められ、村議会の円滑な運営に尽力するとともに、上下水道整備促進、教育の充実等、村民の生活環境の向上に努められ、村政の発展に大きく貢献されました。

この度、生前の功績により、「瑞宝双光章」を受賞となり、平成十九年七月三十日、ご自宅で伝達式が行われ、太田村長より勲記及び勲章がご遺族に手渡されました。

◆佐井中学校生徒会より 新潟中越沖地震支援募金報告◆



平成19年7月19日～21日にアルサス前で募金活動を行いました。今回、集まった募金額は、175,566円でした。義援金として日本赤十字社青森県支部に日赤佐井村分区長（佐井村長）から届けてもらい、一日でも早い立ち直りのために役立てていただきたいと思います。



◎第53回 全日本中学校 通信陸上競技大会青森大会（むつ市）

平成19年7月7日（土）～8日（日）

【佐井中学校】	・走高跳	1位 津田 智博	1 m85
	・3年男子 100m	2位 布施 勇氣	11秒56
	・共通男子 200m	3位 布施 勇氣	23秒32
	・共通男子 4×100mR	2位	45秒48
	（木部 晋一郎・津田 智博・溝江 大翔・布施 勇氣）		
【牛滝中学校】	・走幅跳	1位 船越 隼斗	6 m52
	・4種競技	2位 船越 隼斗	2,431点
	110mH 16秒92（633点）	砲丸投 12m20（619点）	走高跳 1 m70（544点）
	400m 54秒12（635点）		
	・4種競技	9位 竹内 智志	1,624点
	110mH 17秒82（542点）	砲丸投 9 m33（445点）	走高跳 1 m45（352点）
	400m 64秒08（285点）		
	・砲丸投	1位 坂井 祥	11m75



◎第62回 国民体育大会 青森県選手権選考会（青森市）

平成19年7月14日（土）～15日（日）

【佐井中学校】	・少年B（中3・高1）	走高跳	5位 津田 智博	1 m70
		200m	5位 布施 勇氣	25秒71
【牛滝中学校】	・少年B（中3・高1）	走幅跳	1位 船越 隼斗	6 m66
		110mH	5位 竹内 智志	17秒41
		砲丸投	4位 坂井 祥	9 m82

※船越隼斗君は2位の高校生に50cmの大差をつけて圧勝し、10月6日に秋田県で行われる、第62回国民体育大会に青森県代表選手として出場することが決まりました。

◎第58回 青森県中学校体育大会 夏季大会（陸上・卓球：青森市 野球：弘前）

平成19年7月22日（日）～24日（火）

【佐井中学校】	（陸上）3年男子	100m	2位 布施 勇氣	11秒30
		走高跳	2位 津田 智博	1 m75
		共通男子 4×100mR	7位	47秒65
	（溝江 大翔・津田 智博・磯川 颯・布施 勇氣）			



（野球部）	2回戦進出	7月22日（日）～1回戦	対荒川中	1-0で勝利
		7月23日（月）～2回戦	対田子中	0-4で敗退
（卓球部）	個人戦	岡村 康也	1回戦敗退（0-3小館	船沢中）
		佐賀 信博	1回戦敗退（0-3太田	黒石中）
		福田 魁斗	1回戦敗退（1-3中村	黒石中）
		小笠原真琴	1回戦勝利（3-2豊島	西平内中）
			2回戦敗退（0-3成田	五所川原一中）

【牛滝中学校】	（陸上）	走幅跳	1位 船越 隼斗	6 m85（県中体連大会タイ記録）
		砲丸投	1位 坂井 祥	12m84
		110mH	7位 竹内 智志	16秒98

※津田智博君、布施勇氣君、船越隼斗君、坂井祥さんは、全日本中学校通信陸上競技大会青森大会及び第58回青森県中学校体育大会夏季大会において標準記録を突破しましたので8月20日～23日（仙台）で実施される全国大会への出場を決めました。

◎吹奏楽コンクール青森地区大会

平成19年7月15日（日）～16日（月）
中学校の部 小編成 金賞受賞

◎吹奏楽コンクール青森県大会

平成19年7月27日（金）～29日（日）
中学校の部 小編成 金賞受賞

見直そう 生活習慣

保健師だより

朝夕の風に秋の気配が感じられ、夏バテした体もほっと一息。健康のありがたさを感じます。「食欲の秋」、秋の味覚を楽しむためにも健康づくりに努めたいものです。

何の数字
でしょう？
41.4%

平成18年度の基本健康診査で、BMIが25.0以上（肥満）の方の割合です。性別で見ると男性35.4%、女性31.6%で、男性では30歳代40%、50・60歳代39%、女性では70歳代64%、60歳代50%の順で多くなっています。

* BMIとは、肥満かどうかを判定する方法で、ボディ・マス・インデックスという体格指数です。BMI指数は、体重(kg)を身長(m)の2乗で割った数値で、この指数が22前後の時、もっとも病気になるにくいといわれています。

働き盛りのダイエット

30～50歳代は働き盛り、仕事や家庭など、万事に脂が乗り、馬力を掛けてバリバリ突進できる年代。ですが「脂が乗る」のは、仕事や家庭ばかりではありません。おなかや腰周りなど、からだ全体に脂肪が付きだして、だんだんからだ丸くなります。この“中年太り”が「要注意」という場合が少なくありません。生活習慣病との関わりが深いからです。こうしたことから、働き盛りの年代にこそ健康的なダイエットが望まれます。

今回は、健康的なダイエットについて紹介します。

8月6日の5歳児健診では、夏ならではの水遊びをしました。皆でビニール袋に絵を描き、トイレトパーに貼り付け、水鉄砲でトイレトペーパーを破り、絵を落とすという遊びです。皆自分の好きな色で思い思いの絵を描いていました。



歯科だより 【子どもの食生活テスト】

お子さんにどのような食生活をさせていますか？子どものむし歯と食生活には深い関係があります。自己診断を試みましょう。「はい」「いいえ」のどちらかに○をつけてください。

どちらともいえないときは、真ん中の「どちらともいえない」に○をつけてください。

	はい	どちらともいえない	いいえ
① 朝食にご飯を食べさせている	15	10	0
② 1日に2回はご飯食にしている	10	5	0
③ ご飯は玄米、分づき米、胚芽米などを常食している	5	2	0
④ ラーメン、スパゲッティよりも日本そばやうどんが多い	10	2	0
⑤ 動物性食品は肉や食肉加工品より魚介類が多い	5	2	0
⑥ 野菜はサラダや炒め物より、煮物、和え物、お浸しなどが多い	5	2	0
⑦ おやつは、お菓子よりもおにぎりやいも類が多い	10	5	0
⑧ 清涼飲料水（炭酸飲料、乳酸菌飲料、スポーツ飲料など）は飲ませていない	15	10	0
⑨ スナック菓子を買うことはほとんどない	15	10	0
⑩ 食事の際、テレビは消している	5	2	0
⑪ 食品を購入する際は、「表示」を見るようにしている	5	2	0
	小計		
	合計		点

2歳6ヶ月児歯科検診 むし歯ゼロでニコニコ笑顔



大石 凌空 (長後)

○のついた点数を足してみてください。結果は以下のとおりです。

100～80点……すばらしい食生活です。

79～60点……かなりよい食生活です。

59～30点……あまりよい食生活とはいえません。

29～0点……根本的な見直しが必要です。

※「はじめよう 歯科医院での食生活指導」より
歯科保健センター（佐井診療所）TEL 38-2261

住民福祉課から

国民年金だより

役場住民福祉課 ☎2111

青森社会保険事務局
むつ事務所 ☎2278

年金記録問題への対応策について

1. 年金記録の名寄せの実施

- (1) 「5,000万件」の記録とすべての方の記録との名寄せの実施【19年12月～20年3月を目途】
- (2) 「1,430万件」・「36万件」のマイクロフィルムのデータを磁気化し、すべての加入者のコンピュータの記録と名寄せし結果を通知【20年5月までを目途】

2. すべての方への加入履歴のお知らせ（ねんきん特別便）

- (1) 「5,000万件」の名寄せの結果、記録が結びつくと思われる方へのお知らせ
ア 既に年金を受け取られている方 イ 今後年金を受け取る予定の方【19年12月～20年3月を目途】
- (2) その他のすべての方へのお知らせ
ア 既に年金を受け取られている方【20年4月～5月を目途】 イ 今後年金を受け取る予定の方【20年6月～10月を目途】

3. コンピュータの記録と台帳等の突合

- ア 社会保険庁が保管する国民年金の特殊台帳の記録 イ 市町村が保有する国民年金の被保険者名簿の記録
- ウ 社会保険庁が保管する厚生年金の被保険者名簿・原票の記録【進捗状況を半年毎に公表】

4. 「年金記録第三者委員会」（総務省）における記録確認

社会保険庁等に記録がなく、ご本人も領収書等がない事例について、個別に、ご本人の立場に立って、公正に判断。

5. 相談体制の拡充

- ア 市町村における巡回相談を定期的・計画的に実施
- イ 企業ごとの「年金相談窓口」の設置など、企業等における年金に関する相談機能を充実

6. 新たな年金記録管理システムの構築

- ア 住民基本台帳ネットワークシステムと連携し、住所異動、氏名変更、死亡といった変動が年金管理記録に反映される仕組みに転換【23年度中を目途】
- イ 一人一枚の「社会保障カード」（仮称）を導入し、自宅においてもできる、常時、安全かつ迅速な年金記録の確認を実現【23年度中を目途】

年金時効特例法について

今までは年金記録が訂正された結果、年金が増額された場合でも、時効消滅により直近の5年間分の年金に限ってお支払いしていました。これからは年金時効特例法の施行により、時効消滅することはなく全期間さかのぼってお支払いします。

1. 対象となる方

- (1) 既に年金記録が訂正されている方
ア 年金記録の訂正により年金額が増えた方（老齢・障害・遺族年金の時効消滅分が全期間さかのぼって支払われます）
イ 年金記録の訂正により年金の受給資格が確認され、新たに年金をお支払することとなった方（老齢・障害・遺族年金の時効消滅分が全期間さかのぼって支払われます。）
ウ アヤイに該当する方が、亡くなっている場合には、そのご遺族の方（未支給年金の時効消滅分が支払われます）
- (2) 今後、年金記録が訂正される方
今後、年金記録が訂正された結果、年金額が増額となる方

2. 必要な手続

- (1) 今後、年金記録が訂正される方
記録の訂正の手続き以外に特別な手続きは必要ありません。年金記録の訂正に合わせて自動的に手続きを行い、5年を経過した分の年金額もお支払いします。
- (2) 既に、年金を受給開始後に年金記録が訂正されている受給者の方
できる限り簡単に手続きをしていただけるよう、あらかじめ必要な記載事項を印字した用紙を順次発想いたします。【平成19年9月～】

※今すぐに手続きをする場合は、お近くの社会保険事務所に、必要な書類をご提出していただくこととなります。
詳しくは、「ねんきんダイヤル」0570-05-1165または、むつ社会保険事務所までお問い合わせください。
社会保険庁のホームページ（<http://www.sia.go.jp/>）には、より詳しい情報が掲載されております。

年金を受けている人の現況届について

これまで老齢年金を受けている人は、毎年誕生日に現況届はがきを提出していましたが、これからは住民基本台帳ネットワークを利用して現況確認を行うことになりました。そのため、これからは現況届の提出が原則不要になります。

現況届を提出する人は、現況届に住基コード番号を記入して提出すると次年度から現況届の提出が不要になります。なお、住基コード番号は平成14年に各世帯へ通知していますが、通知書を無くされた方は本人または同一世帯の人が住基コード番号入りの住民票を請求してください。重要な個人情報のため窓口に来る際は、現況届と印鑑を持参してください。第三者に委任する際は、委任状と窓口に来る方の身分証明書（免許証など）ご持参してください。

【問合せ先】 住民福祉課 住民係 TEL 0175-38-2111

全国一斉「子どもの人権110番」強化週間及び相談所開設について

法務省人権擁護局及び全国人権擁護委員連合会では、以前から専用相談電話として「子どもの人権110番」を開設しています。近年の子どもをめぐる様々な人権問題に積極的に取り組むことを目的として、全国一斉強化週間を下記のとおり実施します。

1. 全国一斉「子どもの人権110番」強化週間

期 間：平成19年9月17日(月)～9月23日(日)
 時 間：午前8時30分～午後7時まで ※土曜日・日曜日は午前10時～午後5時まで
 実施機関：青森人権擁護委員連合会及び青森地方法務局
 実施場所：青森地方法務局むつ支局人権相談室
 実施形態：電話相談（又は面接相談）
 相談担当者：人権擁護委員（子どもの人権専門委員）及び法務局職員
 電話番号：0120-007-110（フリーダイヤル：全国共通子どもの人権110番）
 0175-23-3202（青森地方法務局むつ支局）

2. 「子どもの人権110番」相談所

実施日時：平成19年9月22日(土) 午前10時～午後5時まで
 実施機関：むつ人権擁護委員協議会及び青森地方法務局むつ支局
 実施形態：電話相談のみ
 相談担当者及び電話番号は上記1と同じ

【問合せ先】 青森地方法務局むつ支局 TEL 0175-23-3202

不動産取得税（県税）の制度について

不動産取得税とは、家屋を新築・増改築により取得したとき、又は土地や家屋を売買・交換・贈与などで取得したときに一度だけ課税され、その取得者に納めていただく県の税金です（相続による取得などには課税されません）。

◇税額の計算方法

- 平成15年4月1日から平成18年3月31日までの取得
 不動産の価格（課税標準額）×税率（すべての不動産・3%）
- 平成18年4月1日から平成20年3月31日までの取得
 不動産の価格（課税標準額）×税率（土地及び住宅・3%、住宅以外の家屋・3.5%）
- 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの取得
 不動産の価格（課税標準額）×税率（土地及び住宅・3%、住宅以外の家屋・4%）

◇不動産の価格とは

課税標準額となる不動産の価格は、買入れ価格や建築工事費などの価格ではなく、原則として不動産を取得したときの市町村の固定資産課税台帳に登録されている価格です。

なお、宅地を平成21年3月31日までに取得した場合には、固定資産課税台帳に登録されている価格の2分の1が課税標準額になります。

◇納める方法

下北地域県民局県税部から、税額・納期限などを記載した「不動産取得税納税通知書」が送付されますので、これにより指定された納期限までに、銀行などの金融機関・郵便局又は県税部窓口で納めていただきます。

【お問合せ】 下北地域県民局県税部課税課 電話0175-22-8581 内線208

◆犬・猫の供養祭開催◆

円通寺のご協力により犬・猫の供養祭を開催します。一般の方々の参拝も受け付けていますので、お気軽にご参加ください。

<日 時> 9月26日(水)10:00～（※小雨決行）

<場 所> 円通寺（むつ市大湊新町4-11）
 「犬猫供養塔前」

<参加費> 無料

<その他> 当日、会場まで直接お越しください。

◆犬のしつけ方教室開催◆

家庭犬トレーナーによる「犬のしつけ方教室」を開催します。ワンちゃんのしつけでお悩みの方、しつけに興味のある飼主さんはぜひご参加ください。

<日 時> 9月30日(日)13:00～15:00

<場 所>
 <講 師>
 <内 容>

イベント広場（むつ市柳町1-10-25）
 「犬家」若狭千秋さん
 ・犬のしつけ方教室（基本項目）
 ・ドッグマッサージ
 ・ワンちゃん運動会
 ・獣医師による相談コーナー

<参加料>

<募集頭数>

<申込方法>

<参加資格>

無料
 50頭（先着順）
 9月25日(火)までに電話にて申し込み登録、狂犬病予防注射が済んでいること

◆問合せ・申込先

青森県下北支部獣医師会
 電話23-6858



平成19年度国保税（2期）の納期は10月1日(月)です。忘れずに納入しましょう！

お知らせ・募集コーナー

第一回「私の下北かるた」 「コンテスト作品募集」

下北地域県民局では、下北を題材にした「かるた」を募集しています。あなたの好きな下北、誰も知らない下北、いちおしの下北…。下北への熱い想いをかるたに託してアピールしてください。

◆応募資格 どなたでも応募できます。
◆応募方法 次の①～④を郵送又はメールで提出してください。

◆郵送の場合は、①～④を一枚の紙にまとめてください。用紙の大きさは自由です。

◆ひとりでも何点でも応募できます。(ただし、未発表作品に限ります。)

- ①取り札 (絵や写真)
- ②読み句 (読み札のことば)
- ③取り札、読み句のコメント (好きな理由、いちおしの理由など)
- ④応募者の氏名(ふりがなを付けてください)、連絡先(住所、電話番号、メールアドレス)

◆締切 平成十九年十月三十一日(金)
(郵送の場合は、当日消印有効)

◆作品送付先・お問い合わせ先
青森県下北地域県民局地域支援室
〒〇三五一〇〇七三
むつ市中央一八一一
TEL 〇一七五一二二一一一九五
FAX 〇一七五一二二一一一七六
メール shimokita.karuta@yahoo.co.jp

小型船舶操縦士免許更新講習会

- ◆日時 九月十五日(土) 十四時
- ◆場所 津軽海峡文化館アルサス
- ◆問合せ 白い航跡
電話 〇二三四一二五―三〇七一

あおもり県民カレッジ 「地域キャンパス講座」開催

この講座は、県民のみならず興味・関心のあるテーマについて、体系的・継続的に学習し、その成果を生かして社会参加できるような総合的に支援するために開設しているものです。

◆講義「知っているようで知らないクソリの知識」
九月二十六日(水)
午後一時～三時
むつ市立図書館

◆講義「青森県の山々下北半島の山々」
十月二日(火)
午前十時～正午
むつ市立図書館

◆講義「EM菌を利用した土作り」
十月十日(水)
午前十時～正午
むつ市立図書館

◆講義「必見！映像で見る下北の音」
十月三十日(火)
午前十時～正午
むつ市立図書館

◆講義「不思議な不思議」
十一月二十日(火)
午前十時～正午
むつ市立図書館

◆定員 五十名
(但し、十一月二十日は自己負担百円)

☆参加費は無料です
(但し、十一月二十日は自己負担百円)

◆どこで 青森大学薬学部

◆どこで 県総合社会教育センター
指導主事 田中 耕治

◆どこで 民間浦村
民生委員 鈴木 公盛

◆どこで 教育課長 佐藤 桂一

◆どこで 学生 松田 淑子

排水設備工事責任技術者 試験の実施について

適切な排水設備工事を行うために責任技術者の資格試験が左記のとおり実施されます。

◆試験時間及び場所
十一月一日(木) 午後二時～
県観光物産館アスパム

◆受験料 五千円(振込手数料除く)

◆申込書の配布及び受付
九月十九日(水)～十月五日(金)

◆申込書の配布場所
産業建設課 水道係

◆申込方法
申込書に所定の書類を添えて、直接産業建設課水道係まで

◆合格発表 十一月二十二日(木)
(役場庁舎内に掲示)

◆問合せ(受験資格等について)
産業建設課(三八―二二―)

「緊急地震速報」について

緊急地震速報、この秋から提供開始
それは地震からあなたを守る新しい情報です

気象庁では、この秋から国民の皆様へ緊急地震速報を提供できるよう準備を進めています。

詳しくは、青森地方気象台防災業務課、電話(〇一七―七四―一七四―一三)まで

(参考)
気象庁緊急地震速報のホームページ
<http://www.seisvol.kishou.go.jp/eq/EW/kaiseisu/index.html>



公的制度で設備投資を応援します ～設備与制度(賦・リース)の案内～

中小企業の公的な支援機関である(財)21あおもり産業総合支援センターでは、県内中小企業者の皆様の設備投資を応援するため、低利かつ固定金利で設備貸与制度(割賦・リース)を実施しております。

対象となる機械、装置、車両等(土地・建物是对象外)です。予算がなくなり次第申込みを締め切りますので、設備の導入を検討されている方はお早めにお問い合わせ下さい。当センターのホームページからも情報を入手することができます。

○利率
年率一・九%または二・三%
リース
月額一・三六二%～二・九八二%

○限度額 六、〇〇〇万円
(財)21あおもり産業総合支援センター
設備投資課

TEL 〇一七―七五―三三三四
URL <http://www.21aomori.or.jp/>

村有財産を一般競争入札により次のとおり売却します。

1. 入札に付する事項

物件番号	第 1 号	第 2 号
売払財産の所在地	佐井村大字佐井字 中道78-101	佐井村大字長後字 長後川目12
売払財産の面積	838.71㎡	246.00㎡
予定（最低）価格	2,349,547円	1,257,740円
売払財産の地目	宅 地	
売買代金納入期限	契約締結後30日以内	
土地境界確定地積図作成料	286,650円(税込)	154,350円(税込)

※土地境界確定地積図作成料は、落札金額と別にかかります。

2. 一般競争入札とは

予定（最低）価格以上で最高価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする方法です。また、落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上ある場合は「くじ」を行います。

3. 入札に参加する者に必要な資格

次の各号のいずれにも該当しない者であること

- (1)成年被後見人、被保佐人、被補助人、未成年者及び破産者で復権を得ない者
- (2)国県村税の滞納者
- (3)村有財産に関する事務に従事する本村の職員
- (4)その他実施要領に記されている者

4. 入札申込方法

「村有財産競争入札参加申込書」及び必要書類（身分証明・納税証明・委任状等）を平成19年9月28日（金）までに提出して下さい。

5. 保証金及び売買代金

（入札保証金）入札の当日までに、入札価格の100分の5以上の金額を預託して下さい。

（契約保証金）売買契約締結時（落札日から7日以内）に落札金額の10分の1以上の金額を納入して下さい。

（売 買 代 金）売買契約締結の日から30日以内に全額を一括で納入して下さい。

6. 入札及び開札の場所並びに日時

- | | | | |
|---------|----------------------|---------|--------------|
| (1)入札日時 | 平成19年10月5日（金） 13:30～ | (2)入札場所 | 佐井村役場 第2委員会室 |
| (3)開札日時 | 入札直後 | (4)開札場所 | 入札場所と同じ |

7. 契約に付する条件

風俗営業、風俗関連営業その他それらに類する業の用途及び暴力団関連施設、その他住民に著しく不安を与える施設の用途を供してはならない。

8. 所有権移転登記

①契約後、佐井村で行います。②所有権移転登記に必要な登録免許税等については買受人の負担とする。

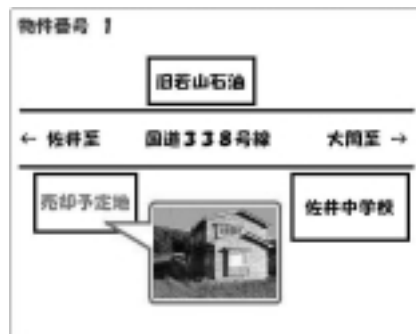
9. その他

入札前日までに現地調査等を行ってください。質問事項等があれば事前に確認して下さい。

予定価格は、土地・建物込の価格となっています。また、入札金額も土地・建物込の金額とします。

【申込・問合せ先】 佐井村役場 総務課 管財係 0175-38-2111

※詳しくは、総務課で配布する「平成19年度佐井村村有地売払い一般競争入札実施要領（第1号）及び（第2号）」を参照して下さい。配布期間は、平成19年9月3日（月）から平成19年9月18日（火）までです。



アルサス活性化協議会からのお知らせ

第2回アルサスフォトコンテストの開催 平成19年9月20日締め切り

第1部 自然写真の部 下北の自然と風景。仏ヶ浦や山野草など。

第2部 スナップ写真の部 下北の人物の入った写真。村の行事やイベントなど。

詳しくはアルサス内に掲示しています。

お申し込みは佐井定期観光事務所または観光協会カウンターへ

【9月23日展示・11月3日表彰式】

☆毎年恒例の「おさかな祭り」は11月3日（文化の日）になりました。

戸籍の窓口

8月15日現在

◎お誕生おめでとう

小笠原夏月(博 文) 大佐井
北野 大地(泰 史) 大佐井

◎おくやみ申し上げます

横浜 さた(芳 男) 磯 谷
長後 きる(雄 二) 大佐井
内藤 チエ(久 志) 福 浦
藤田 けい(勝 則) 大佐井

※個人のプライバシーを尊重する意味で、掲載して欲しくない方は、届出の際、係に申し出てください。

マグロ漁好調

佐井村のマグロ漁も本格的に始まり、7月下旬からは毎日のように水揚げが続いています。取材の日に捕れたマグロで一番大きいものは、149kgでした。佐井村漁業協同組合によると、これまでに一日多いときで22本の水揚げがあったそうです。マグロは木箱に氷詰めにし、築地市場や仙台市場等へ運ばれます。



教育委員会からのお知らせ

外国語指導助手のご紹介 ロマーノ・カーリー 先生

- ・出身地 カナダ トロント
- ・趣味等 読書・映画・ヨガ・ウォーキング

はじめまして、佐井村に住む機会を与えられてうれしいです。皆さんと会うことを楽しみにしています。まだ日本語はうまくないけれど、みなさんと気軽にあいさつできるように勉強していきますので声をかけて下さい。よろしくお祈りします。



災害から身を守ろう

平成19年度佐井村防災訓練を実施します

開催日時：平成19年9月30日(日) 午前9時30分から

主会場：役場前駐車場

内容については9月臨時広報でお知らせします。

担当：総務課 管財係 TEL 38-2111



予約受付中 2008年(平成20年)版 青森県民手帳

☆スケジュール帳と県及び市町村の主要統計をコンパクトに収録

- ・大きさ：縦14.0cm×横8.2cm
- ・発行時期：10月下旬
- ・価格：500円(税込)
- ・備考：発行後は書店、コンビニエンスストア等で取り扱います。

ご希望の方は、冊数(緑、黒、赤の3色)、氏名、住所、電話番号をご連絡ください。

○申込先：佐井村役場 総務課 広報情報係

TEL：0175-38-2111 FAX：0175-38-2492

※申込締切：9月10日(月)

～東北電力からのお願い～ 愛犬をつないでおいってください。

最近犬を飼うご家庭が増えるにいたが犬による事故が増加しております。

また、電気のメーター付近に犬が繫留されていたり、放飼いになっておられますと検針が出来ない場合が発生いたします。

つきましては、日頃の管理には十分注意いただいていると思われませんが、首輪や鎖などの点検も含めて、危険防止のため愛犬を確実に繋がれますようご理解とご協力をお願いいたします。なお、つなぎ場所はメーターの下を避けてくださいますよう、併せてお願いいたします。



●各種回数券のお求めは、下記委託販売店をご利用ください。

★佐井観光協会(アルサス内)

★磯谷…東出商店

★長後…滝本商店

本州最北の地、下北半島で「三十三観音礼所巡り」をしてみませんか？

田名部海辺 三十三観音礼所巡りバス

下北半島三十三礼所は、下北五市町村の海辺を網羅しており、またその途中の森厳な山間部の礼所を決択し、慈覚大師伝説や円空仏の足取りも礼所に定めているのが特徴ともいえます。

各御殿は素朴なたたずまいであり、地域住民が守っている礼所も多く、きわめて地方色の強い霊場です。

下北半島の礼所を巡りながら、あるがままの自然に親しみ、素朴な人柄に触れ、心安らぐ旅を満喫して下さい。

お問い合わせは **下北交通株式会社**

本社 〒035-0041 青森県むつ市金曲1-8-12

☎(0175) 22-3221(代) FAX(0175) 23-4682

— 広報さい 平成19年9月号 (16)

タバコの購入は地元の商店を利用しましょう